

育休中の住民税・社会保険料 支払い確認チェックリスト

1.事前確認

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	育休中も前年度所得がある場合は住民税の納付が必要であることを確認した
<input type="checkbox"/>	育児休業給付金は非課税であることを確認した
<input type="checkbox"/>	育休中の健康保険料・厚生年金保険料は、事業主申出により免除される制度があることを確認した

2.住民税の徴収方法の確定

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	現在の住民税が特別徴収であることを給与明細で確認した
<input type="checkbox"/>	育休中も給与支給があるか、給与控除が可能かを会社に確認した - 補足：給与控除ができない場合、特別徴収の継続ができず、普通徴収へ切り替わる可能性が高い
<input type="checkbox"/>	住民税の取扱いを次のいずれにするか、会社と確定した <input type="checkbox"/> 特別徴収を継続する <input type="checkbox"/> 特別徴収を中止し、普通徴収へ切り替える <input type="checkbox"/> 特別徴収の残額を一括徴収する（可能な場合） - 補足：自治体の運用として、一括徴収の取扱いが異なる場合がある

3.住民税の手続き

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	普通徴収へ切り替える場合、会社が居住自治体へ「給与所得者異動届出書」を提出する運用であることを確認した
<input type="checkbox"/>	普通徴収へ切り替える場合、納付書の送付先住所を最新にした
<input type="checkbox"/>	普通徴収の納期限と回数を、届いた納付書で確認した
<input type="checkbox"/>	納付手段を決めた <input type="checkbox"/> 現金納付 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> ペイジー <input type="checkbox"/> eLTAXなどオンライン納付
<input type="checkbox"/>	納付証跡の残し方を決めた - 補足：eLTAXなどは領収証書が発行されない納付方法があるため、完了画面や納付履歴の控えを保存する

4. 社会保険料免除の手続き

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	会社が年金事務所へ「育児休業等取得者申出書」を提出することを確認した
<input type="checkbox"/>	免除期間を「開始日の属する月～終了日の翌日が属する月の前月」であることを確認した
<input type="checkbox"/>	同月内に開始・終了する育休の場合、当月14日以上取得で免除対象となる条件を確認した
<input type="checkbox"/>	賞与がある場合、賞与月の免除要件を確認した - 補足：令和4年10月1日以降開始の育休は「賞与月末日を含む連続1か月超の育休取得」など条件がある

5. 育休中の毎月チェック

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	住民税が特別徴収継続の場合、育休中の控除状況を給与明細または会社通知で確認した
<input type="checkbox"/>	普通徴収の場合、納期限前に納付を完了し、証跡を保管した
<input type="checkbox"/>	家計的に支払いが難しい場合、納期限前に自治体へ相談した

6.復職前後

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	復職日が前倒しになった場合、会社が育児休業等取得者終了届を提出する必要があることを確認した
<input type="checkbox"/>	復職月から社会保険料が発生する前提で、初回控除の給与月を会社に確認した
<input type="checkbox"/>	普通徴収から特別徴収へ戻す場合、会社が切替手続きを行う必要があることを確認した
<input type="checkbox"/>	普通徴収の未納がない状態で切替を行う運用であることを確認した

チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	住民税は「開始月」だけで決めず、給与控除可否と自治体手続きの結果で確定させること
<input type="checkbox"/>	社会保険料免除は自動適用ではなく、事業主の申出が前提であること
<input type="checkbox"/>	同月内育休の免除、賞与の免除は要件が別管理なので、該当時は必ず個別に確認すること
<input type="checkbox"/>	オンライン納付は領収証書が出ない場合があるため、証跡は「画面控え・納付履歴」で残すこと

※2026年3月時点の情報をもとに作成しています